

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行ってあります契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろうない場合には、プレゼンテーションを実施しただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしておりますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

再公示：次の案件については、2月27日に再公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：モロッコ 担当：農村開発部
案件名：アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト（営農）

1 今回契約予定のコンサルタント
営農 3号

2 契約予定期間：全体 2013年6月上旬から2014年8月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 整理期間 第3次派遣 整理期間 M/M
営農 5 20 2 60 2 70 5 5.70
（現地：5.00M/M、国内：0.70M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月15日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：営農	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：モロッコ/全途上国
類似業務：営農分野に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

モロッコ国では、可耕地の大部分は乾燥もしくは半乾燥地域であるが、天水に依存している農業地域では、しばしば干ばつによって大きな被害を受けるため、降雨量の多寡が農業生産量を左右してきた。更に、工業用水及び上水需要の伸びが予測される中、限られた水資源を効果的・効率的に分配することを念頭に灌漑施設を拡充させることが急務となっていた。

上記背景のもと、モロッコ国政府はアブダ・ドゥカラ平野(高位部)に灌漑施設整備を計画し、第1期でアフリカ開発銀行、欧州投資銀行、アラブ社会経済開発基金の資金援助を得て1万6000haの灌漑施設を整備し、第2期では我が国の円借款事業「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」(L/A1996年、事業完了2001年、実行額134.26億円)により1万9000haの灌漑施設が整備された。円借款事業による施設の完成後には、水資源の効果的な利用が可能となり、農産物の安定的生産と収量の増加による農民の生計向上に大きな期待が寄せられていた。

しかしながら、事後評価(2006年)では計画灌漑面積が十分に達成されていないことが指摘された。また、事後現況調査(2010年)においては、灌漑面積の拡大に進展があったものの必要な用水量が確保されず、特に乾季の灌漑は円借款事業で計画した灌漑面積に達成していないこと、水利費がかかるにも拘らず必要な用水量が確保されないために換金作物の導入ができない等、農家生計の向上に向けて更なる改善が必要となっていることが指摘された。

このため、2010年8月、モロッコ国政府は円借款で整備した灌漑施設を効果的に利用するため、我が国に対して技術協力を要請した。JICAは、円借款によって建設された灌漑施設の効果的な利用と農家の生計向上を目指した取り組みの必要性や可能性を検討し、農業・漁業省地方インフラ・灌漑局(中央レベル)及びドゥカラ地方農業開発公団(以下、ORMVAD)(現場レベル)をカウンターパート(C/P)機関として、2011年7月から2016年7月までの5年間の計画で

「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を実施中である。

本プロジェクトは、円借款で整備した灌漑地区1万9000haを対象地域としており、技術移転と展示効果による成果の普及を目的として、対象地域の中でパイロットサイト(約175ha)を選定しており、2013年8月までにドリップ灌漑設備を導入する予定である。現在、3名の専門家(「チーフアドバイザー」、「灌漑技術」、「業務調整」専門家)を派遣中で、今後「水管理技術」、「農民組織化」、「園芸作物栽培」等の短期専門家を随時派遣する予定である。

本専門家が担当する営農分野については、これまでに派遣された営農専門家が、プロジェクト立ち上げに係る現況調査、パイロットサイトの選定作業と営農分野に関するC/Pへの指導・助言を行った実績がある。

本専門家は、上記結果を受けて、パイロットサイトにおける営農計画の最終化、ドリップ灌漑普及のためのパイロット活動の実施・モニタリング、生産物の流通改善に関するC/Pへの指導・助言を行い、モデルとして期待される灌漑農業の試行及びC/Pの能力向上を行うことを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、派遣中の専門家(以下「プロジェクト専門家」と協働し、これまでの活動成果を踏まえ、パイロットサイト(約175ha)における営農計画の最終化を行う。その上で、2013年度秋季から開始するパイロットサイトにおけるドリップ灌漑による作物栽培や生産物の流通改善活動に関して、C/P機関に対する指導・助言を行う。

具体的な担当事項は以下のとおり。

[営農]

(1) 国内準備期間(2013年6月上旬)

ア 本プロジェクト及び過去の円借款事業について、関連既存資料(営農専門家業務完了報告書、M/M、R/D等)を通じて事業内容を把握する。

イ 他ドナーの営農分野に対する援助活動について、報告書等を通じて内容を理解し、本プロジェクト活動との重複を避け、補完関係を構築するために各活動の位置づけを整理する。

ウ 業務計画書(和文、英文又は仏文)を作成しJICA農村開発部へ提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年6月上旬～2013年6月下旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務計画の説明を行い、内容を確認する。

イ C/Pが行う以下(ア)～(カ)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。

(ア) ドリップ灌漑導入後の作付計画、収益シミュレーションを踏まえたパイロット活動対象地域における年間の営農計画のとりまとめ

(イ) パイロットサイトの農家に対する研修の計画・実施

(ウ) パイロットサイト内に設置した営農トライアル活動区における乾季トライアル活動の実施・モニタリング

(エ) 乾季トライアル活動における作物の簡易版栽培マニュアル(英文(仏文も可とする))の作成

(オ) 新規導入作物のための施設導入の計画・実施

ウ 現地業務結果報告書(和文、英文(仏文も可とする))を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。

(3) 国内作業期間(2013年7月上旬)

ア 現地業務結果を、JICA農村開発部へ報告する。

イ 今後の活動計画について、必要に応じて業務計画書(和文、英文(仏文も可とする))を改訂しJICA農村開発部へ説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2013年8月上旬～2013年10月上旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務計画の説明を行い、内容を確認する。

イ C/Pが行う以下(ア)～(ウ)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。

(ア) 完成後のパイロットサイトにおける雨季パイロット営農活動に係る栽培作物の導入指導(種苗購入、植え付け)

(イ) 最終版営農計画に沿った雨季パイロット営農活動の実施・モニタリング

(ウ) 2014年度乾季の営農計画の改訂

ウ 現地業務結果報告書(和文、英文(仏文も可とする))を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。

(5) 国内作業期間(2013年10月中旬)

ア 現地業務結果を、JICA農村開発部へ報告する。

イ 今後の活動計画について、必要に応じて業務計画書(和文、英文(仏文も可とする))を改訂しJICA農村開発部へ説明を行う。

(6) 第3次現地派遣期間(2014年1月上旬～2014年3月上旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P、プロジェクト専門家に対して、業務計画の説明を行い、内容を確認する。

イ C/Pが行う以下(ア)～(ウ)の活動について、C/Pに対して指導・助言を行う。

(ア) 雨季パイロット営農活動に係る栽培作物の栽培指導(管理、収穫)

(イ) 最終版営農計画に沿った雨季パイロット営農活動のモニタリング、結果の取りまとめ

(ウ) 2014年度雨季の営農計画の改訂

ウ 営農に係る次年度の投入計画案を作成し、モロッコ国側関係者、JICAモロッコ事務所と協議を行う。

エ 現地業務結果報告書(和文、英文(仏文も可とする))を作成し、JICAモロッコ事務所及びC/P機関に提出・説明する。

(6) 帰国後整理期間(2014年3月中旬)

ア JICAが開催する国内会議等にて現地調査・業務結果について説明・協議を行う。

イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出・説明を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(全体)

和文2部 (JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

英文3部(仏文も可とする) (C/P機関、JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

和文2部 (JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

英文3部(仏文も可とする) (C/P機関、JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA農村開発部、JICAモロッコ事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、現地派遣期間中は業務従事月報を作成し、JICAモロッコ事務所に提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務方針・方法及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

なお、現地派遣期間・回数については、渡航回数3回、全体5.70MMを上限として、新たな提案を行うことを可とする。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部畑作地帯課(03-5226-8424)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 仏語ができることが望ましい。

イ 通訳(英語 仏語 アラビア語)については、現地プロジェクトスタッフとしてJICAが傭上することを想定している。(語学種類については必要に応じて変更があり得る。)